



私たち仙台銀行は、宮城県の中小企業の方々のために設立された地域金融機関です。「その声にお応えします」をキーワードに、地域へ役立つ力をさらに高めてまいります。



取締役頭取

三井 精一

「中小企業の方々のために役立つ」ことが当行の企業使命

当行は、昭和26年に宮城県知事の提唱により、「宮城県の中小企業金融の円滑化」を目的に宮城県が資本金の4割を出資して設立された地域金融機関です。その後の増資により、宮城県の議決権比率は1.80%（平成17年3月末現在）となっておりますが、この設立目的は当行が地域社会へ果たすべき企業使命であり、たとえ時代背景が変化しようとも不変のテーマです。

いま、宮城県では、プロ野球新球団の誕生が大きな話題となり、人や情報、モノの新たな動きが生まれ、地域経済復調の契機となることが期待されております。一方で、長らく地域経済を牽引してきたサービス業や建設業等は依然として低迷し、また、地域間格差も広がるなど、地域経済は正に正念場を迎えております。

こうした中、当行が地域経済に果たすべき役割は、設立の原点である「中小企業の方々のために役立つ」ことに徹し、お客さま重視の業務運営を進めていくことと考えております。

中小企業の経営環境は日々変化しており、地域金融機関に求めるニーズも多様化しております。当行では、事業資金やローンの提供という資金供給機能にとどまることなく、常に役職員のレベルアップに努め、経営相談やコンサルティング等を通じて、中小企業経営のサポーターとしての機能をより高めていく方針です。

中期経営計画「ステップ・アップ・プランⅡ」への取り組み

当行では、平成16年度と平成17年度を計画期間とする中期経営計画「ステップ・アップ・プランⅡ」に取り組んでおります。本計画では、「内部管理体制の精度向上と健全経営の堅持」を業務運営の基本とし、「コア業務純益40億円体制の確立」と「企業風土の改善・改革のさらなる進展」を計画目標に定めております。役職員の行動キーワードに「その声にお応えします」を掲げ、役職員一人ひとりがお客さまの様々な声を真摯に受け止め、お客さまに真に満足いただけるような新たな商品やサービスを創造・提供していくことで、長期的かつ良好なお取引関係を築いていきたいと考えております。

不祥事件と業務改善命令へのお詫び

こうした中、当行では、宮城県内の営業店において不祥事件が連続して発生し、平成16年12月に、法令等遵守態勢の確立等に向けた内部管理態勢が不十分であるとして、東北財務局より業務改善命令を受けました。また、平成16年7月に発覚した不祥事件に関連し、当行元職員を刑事告訴しておりましたが、平成17年2月に宮城県警に逮捕されました。

日頃から当行を信頼し、お取引いただいておりますお客さまや株主さま、また、関係する皆さまに多大なるご心配をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

当行では、平成17年1月に、不祥事件の原因を経営全般にわたって徹底的に分析・究明し、法令等遵守態勢の確立と健全な業務運営の確保に向けた「業務改善計画」を策定し、東北財務局へ提出いたしました。

現在は本計画に基づき、全行を挙げて二度と不祥事件を発生させない行内体制づくりに注力しているところでございます。銀行業務の礎であるお客さまからの信頼に反したことを深く反省するとともに、法令等遵守の確立による「内部管理体制の精度向上と健全経営の堅持」が業務運営の基本であることを再徹底し、一刻も早く地域社会の皆さまからの信頼を回復していくことを、ここに固くお約束いたします。

「銀行はサービス業である」という原点に立ち返る

当行では、中期経営計画の主要目標である「企業風土の改善・改革のさらなる進展」を、より具体的に進展するため、平成17年4月から「好品質計画」を開始いたしました。

「好品質計画」は、「銀行はサービス業である」という原点に立ち返り、役職員一人ひとりがお客さまの心に余韻が残る金融サービスを提供することで、お客さまから選ばれ、数多くの方々に仙台銀行ファンになっていただくことを目標に取り組むものです。

是非、私たち仙台銀行に皆さまの率直なご意見やご提案をお寄せください。お客さまの声を真摯に受け止め、地域社会の一員としてこれからもお客さまのお役に立てる企業でありつづけるよう役職員一同、研鑽を積み、一層の努力をしまいる所存です。

■中期経営計画「ステップ・アップ・プランII」の体系図

